

板倉町告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月1日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成21年5月8日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 常任委員の選任
 - 2) 議会運営委員の選任
 - 3) 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
 - 4) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
 - 5) 館林地区消防組合議会議員の選挙
 - 6) 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
 - 7) 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
 - 8) 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
 - 9) 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号））
 - 10) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
 - 11) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
 - 12) 専決処分事項の承認について（板倉町労働環境整備資金融資促進条例の廃止）
 - 13) 板倉町個人情報保護条例の一部改正について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	塩 田	俊 一	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	荻 野	美 友	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年5月8日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第31号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第 4 議案第32号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第 5 議案第33号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
- 日程第 6 議案第34号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 7 議案第35号 専決処分事項の承認について（板倉町労働環境整備資金融資促進条例の廃止）
- 日程第 8 議案第36号 板倉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 9 議長の辞職の許可
- 日程第10 議長選挙
- 日程第11 副議長の辞職の許可
- 日程第12 副議長選挙
- 日程第13 議席の一部変更
- 日程第14 常任委員の選任
- 日程第15 議会運営委員の選任
- 日程第16 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 日程第17 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第18 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第19 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
- 日程第20 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○出席議員（14名）

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	黒野	一郎	君
5番	石山	徳司	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	8番	野中	嘉之	君
9番	石山	甚一郎	君	10番	秋山	豊子	さん
11番	塩田	俊一	君	12番	青木	佳一	君
13番	川田	安司	君	14番	荻野	美友	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	実君
総合政策課長	小野田吉一	君
生活窓口課長	荒井英世	君
健康福祉課長	小野田国雄	君
建設農政課長	中里重義	君
会計管理者	小菅正美	君
教育委員会 教務局長	田口	茂君
農業委員会 農事局長	中里重義	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原光	実
書記	石川英	之
行政安全 グーダー兼 リデーター兼 議会事務局書記	丸山英	幸

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(荻野美友君) おはようございます。

ただいまから告示第37号をもって招集されました平成21年第2回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(荻野美友君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。平成21年第2回板倉町議会臨時会の開会に当たりまして、議員各位に公私ともご多忙のところをご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

大型連休前からご承知のように、メキシコに端を発しました豚インフルエンザ関係が毎日のように報道されておりまして、日本政府も含め、対策に追われている状況でございます。群馬県でも市町村を招集をいたし、対策を協議をしていただいております。町としましても、5月1日に庁議を開催をいたしまして、各課局の果たすべき役割と業務の確認をしたところでございます。これからの行動計画の内容はさらに詰めて、状況の進展に沿って詰めていきたいと考えております。現在の段階では問題は特になさそうではあります。最悪の状態、蔓延状態を想定しての対策を講じるように県からの指示を受けております。最悪の状態とは、町内で感染者が100人単位で死亡するといった状況でありまして、一説には2%は最低発生するということで、300人を想定をいたして対応をすることと検討に入っているところでございます。連日テレビ等で報道されているものですから、住民も相当心配されていることとも思っておりまして、5月1日に広報紙と一緒に急遽豚インフルエンザに関するチラシを毎戸に配布をさせていただきました。これからの進捗状況を見守っていくしかないものでありますから、状況が変化した時点で随時議会の皆様へも報告、あるいはご協力、あるいはご審議を願うことになろうかと思っておりますので、これから緊急体制ということで、そういったときにはよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

一方、今世界不況の中で製造業を中心とした失業者が多く発生している状況でございまして、当町といたしましても臨時雇用対策事業としての対応を上部、国、県の指示に従い、5月に入ってから進めている状況でございます。

また、定額給付金事業におきましては、現在の進捗状況を申し上げますと、受理総数が4月28日現在で3,752件で、全体の73%でございます。4月8日締め分の4月23日ゆうちょ銀行振り込み件数が80件、4月30日ゆうちょ銀行以外振り込み件数734件を合わせまして818件の給付を行ったところでございまして、その後の給付につきましては、2,933件を5月22日に振り込む予定としております。現在、中央公民館での受付が進んでおりますが、それが終了をいたしますと、およそ90%の受理件数となる見込みでございます。

なお、今回の臨時会には議案31号から36号までを上程をさせていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

また、本日は議会の人事構成など重要な案件が審議されるわけでございます。議員各位のますますのご活躍と町政への円満な、絶大なる協力をお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

議席2番 延 山 宗 一

議席3番 小 森 谷 幸 雄

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期については、4月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

委員長、青木秀夫君。

[議会運営委員長（青木秀夫君）登壇]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、4月20日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

会期の日程ですが、まず議案第31号から議案第36号について提案者から各議案説明の後、議案ごとに審議決定をいたします。

次に、常任委員及び議会運営委員の選任を行い、続いて一部事務組合の議会議員の選挙を行いまして、日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたし

ました。

○議案第31号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町国民健康保険特別
会計補正予算（第6号））

○議長（荻野美友君） 次に、日程第3、議案第31号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、議案第31号について提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）に関するものでございまして、平成21年3月25日に専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては、国からの補助金が確定したことに伴い、補助金を返還をする必要が生じたため、予算を組み替えたものでございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第31号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））についてご説明を申し上げます。

これは、第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にありますように、総額を変えずに款項間の流用により補正をするものであります。

今回の専決処分による補正でありますけれども、国の補助金の確定により平成19年度の国民健康保険療養給付費等補助金が確定したことにより、724万9,000円の超過交付となることが確定しましたので、款項の区分変更のための補正予算の専決処分であります。

6ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費724万9,000円を減額し、11款1項3目一般被保険者償還金724万9,000円を追加するものであります。

以上であります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

○議案第32号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町一般会計補正予算
（第5号））

○議長（荻野美友君） 日程第4、議案第32号 専決処分事項の承認について（平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第32号の専決処分事項の承認についてということでご説明申し上げます。

平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号）に関するものでございまして、平成21年3月30日に専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては、繰越明許費の追加でございます。

なお、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第32号 専決処分事項の承認についてでございますけれども、平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についての専決処分でございます。

次のページを開いていただきたいと思うのですが、平成20年度板倉町一般会計補正予算（第5号）、内容としましては、繰越明許費の補正でございます。平成21年3月30日に専決処分をさせていただきました。

第1表にございます繰越明許費の補正でございますけれども、2款の総務費、1項の総務管理費、定額給付金給付事業2億5,682万円、こちらにつきましては、チラシの印刷あるいはプロジェクト職員の超過勤務手当等を20年度に支出すべき事務費、約67万2,000円ほどなのですけれども、この金額を除いた額を繰り越しをさせていただきました。

次に、3款の民生費、2項の児童福祉費、子育て応援特別手当支給事業791万円でございますけれども、こちらも定額給付金給付事業とあわせて実施をしております、同様に20年度に支出すべき事務費、6万7,000円程度なのですけれども、この金額を除いた額を繰り越しさせていただくものでございます。

次に、6款の農林水産業費、1項の農業費、町単独土地改良事業380万円でございますけれども、大字除川赤羽根地区の町有地の土地改良事業でございます、ただいま土質検査を委託中でございます。結果が出るまで工事ができないものですから、これを繰り越しをさせていただくものでございます。

最後に、10款の教育費、2項の小学校費、小学校施設維持管理事業としまして1,179万円でございます。東小学校の耐震補強大規模改造工事の設計書の作成にかかわりまして、耐震構造審査が若干おくれておるといことで、繰り越しさせていただき実施をするものでございます。

以上、専決処分事項の承認についての説明とさせていただきますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔なし〕と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔なし〕と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。
これより議案第32号について採決いたします。
原案に賛成の方は挙手願います。
〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。
よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

○議案第33号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

○議案第34号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（荻野美友君） 日程第5、議案第33号と日程第6、議案第34号の2件は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正に係る専決処分事項の承認であり、関連がありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第33号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）、それから議案第34号、同じく専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）につきましては関連がございますので、一括をして説明を申し上げるところでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の改正により、板倉町税条例及び板倉町国民健康保険税条例の一部をそれぞれ改正する必要が生じたので、平成21年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、細部につきましては同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

〔生活窓口課長（荒井英世君）登壇〕

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第33号、それから34号続けて説明申し上げます。

まず、議案第33号、板倉町税条例等の一部を改正する条例ですが、2ページをお願いいたします。第1条、「板倉町税条例の一部を次のように改正する。」とありますが、そこから4行目をちょっと見ていただきたいと思っております。「第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。」とあります。これは改正部分です。これにつきましては、寄附金の税額控除の部分です。寄附金税額控除申告書の整備による様式の追加ということでございます。

3ページをお願いいたします。上から11行目をちょっと見ていただきたいと思っております。第58条の2、「法

第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は」とあります。この部分なのですが、これにつきましては、社会医療法人が緊急医療等の確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設という部分です。これは背景としまして、緊急医療の不足に対する税制面での対応ということですが、社会医療法人、これは平成18年度医療法の改正によりまして創設されたものでございます。この社会医療法人、それが緊急医療等の確保事業を実施した場合に、その事業の用に供する固定資産、それが非課税になるということです。現在ですけれども、群馬県内には該当する法人はありません。全国では30法人あります。

それから、一番下の「第7条の3の2」とあります。これが個人住民税の住宅ローン特別控除の創設の部分でございます。個人住民税の住宅ローン特別控除につきましては、これ住宅投資の活性化、それから地域経済の起爆剤ということで設けられました。平成21年から25年までに入居した者で、所得税から控除し切れなかった住宅ローンの控除額につきまして、所得税の課税総所得金額などの額に100分の5を乗じた額、それが控除されます。最高限度額なのですけれども、9万7,500円となっております。ちなみに、この平成22年度以降の個人住民税の減収額なのですが、それにつきましては、全額国費で補てんされるということです。

5ページお願いいたします。上から10行目なのですが、「附則第12条の見出し及び同条第1項から第6項までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度」までに改める」とあります。これが改正部分です。内容としましては、固定資産税に係る現行の負担調整措置、それを継続することです。負担調整措置ということなのですけれども、これにつきましては、平成6年度の固定資産税評価額の大幅引き上げから導入されています。平成6年度評価替えがあったわけですが、このときに公的評価の一元化ということで、宅地の評価ですけれども、地価公示価格等の7割をめどに実施されました。それまで公示価格の20%から30%程度で評価されていたのですけれども、その土地の評価額が7割ということで一気に引き上げられました。それに伴いまして土地の固定資産税評価額が全国平均で一挙に約3.5倍、つまり税額もあわせて3.5倍になるという急激な上昇がありました。それを受けまして、その急激な上昇を抑えるために、前年の固定資産税評価額を基準にしまして、その年の評価額との乖離程度に応じまして徐々に課税標準を引き上げて税負担を増やしていく方法をとりました。これが負担調整措置です。これは現在でも続いている措置でございます。それが21年度から23年度までに継続されるということです。

6ページお願いします。上から3行目なのですが、「附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える」とあります。これは新しい部分なのですが、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例です。これにつきましては、土地の需要を喚起しまして、土地の流動化と有効利用を促進するために実施されるものです。内容としましては、個人が平成21年から平成22年中に取得した土地で、その年の1月1日現在におきまして所有期間が5年を超えるものの土地を譲渡した場合には1,000万円を控除するというものです。

7ページお願いいたします。上から19行目であります。第2条の2項ですが、「法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は」とあります。これが新しく創設された部分なのですが、内容としましては、長期優良住宅の関係です。一般的に長期優良住宅、200年住宅と言われるものなのですけれども、新築から5年度分につきましては税額から2分の1を減額するという事です。この200年住宅、長期優良住宅の基準ですけれども、これは国が定めた基準がありまして、例えば耐

震性とか、バリアフリー性とか、省エネなど、そういったいろんな要件があるわけなのですけども、その証明ですか、建築士などの証明書が必要となってきます。そういった長期優良住宅に関する減額措置でございます。

8ページお願いいたします。上から13行目に当たりますけれども、「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」、それからちょっと3行下おまして、「100分の1.8に改め」とあります。これが上場株式等の配当及び譲渡益の個人住民税の課税についての部分でございます。これにつきましては、背景としまして、個人投資家が投資しやすい環境整備をしようというものでございます。100分の1.8とありますけれども、これが町民税の所得割の額は100分の1.8に相当する額とするということでございます。

下の附則の施行期日でございますけれども、第1条の優良住宅、それを除きまして、平成21年の4月1日から施行されます。それから、長期優良住宅につきましては、6月4日から施行ということでございます。

以上、地方税条例の一部改正の部分でございます。

続きまして、議案第34号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正につきまして説明申し上げます。

本文のほうですけども、見出しから4行目なのですが、第2条第4項及び第21条中「9万円」を「10万円」に改める、これ新しい部分でございます。これにつきましては、国保加入者40歳から64歳までの方の介護納付金、その課税限度額を「9万円」から「10万円」に引き上げるというものでございます。

参考までに申し上げますけれども、国民健康保険税の課税の仕組みですけども、医療分、それから介護分、後期高齢者支援金分の合算額となっております。課税限度額につきましては、医療分が47万円、支援金分が12万円となっております。この課税限度額設定の考え方ですけども、1つには、たとえ保険税負担力がある世帯でありましても、受益の程度とかけ離れた保険税が賦課されるということは望ましくないとの考え方から来ています。もう一つなのですけども、これは大きなものなのですけども、所得の多い世帯には課税限度額以上の国保税額が課税されません。そうしますと、相対的に中低所得者の負担が重くなる傾向があります。特に給付面であります。こうしたことから、所得階層別の負担ができるだけ公平になるようにしたものでございます。これにつきましては、4月1日にさかのぼって施行されます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

日程第5、議案第33号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第34号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

○議案第35号 専決処分事項の承認について（板倉町労働環境整備資金融資促進条例の廃止）

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第35号 専決処分事項の承認について（板倉町労働環境整備資金融資促進条例の廃止）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 同じく議案第35号 専決処分事項の承認についてでございます。

板倉町労働環境整備資金融資促進条例の廃止につきまして、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。この条例は、群馬県との連携による中小企業者等の労働環境整備に要する資金の融資制度について、群馬県が利用実績の減少及び他の融資制度の融資が可能であることを理由に平成21年4月1日付で廃止としたことを受け、当町においてもあわせて同制度の廃止をするものでございます。

なお、この制度につきましては、当町では平成2年6月に制定をいたしましたが、利用実績はございませんでした。

詳しくは担当課長ということではございませんで、担当課長からの説明はございません。説明は必要と思っておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

○議案第36号 板倉町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第36号 板倉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第36号 板倉町個人情報保護条例の一部改正についてご説明をいたします。

この条例は、統計法が改正されたことにより、統計報告調整法が廃止されるとともに、統計法の法令番号が変わるだけでなく、指定統計調査といった名称が使用されなくなるために改正をするものでございます。

また、町としてみずから統計調査を実施する届け出を行うことがなくても、県が実施した統計調査に関する情報を保有をする場合があるため、統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査において収集された個人情報を当該条例第36条第1項第3号において適用外と定めたものでございます。

同じく担当課長からの説明はありません。よろしくご審議の上、ご決定をいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方に申し上げます。これよりの議事日程については議会構成の人事案件でありますので、しばらくの間退席をお願いいたします。

[執行部退席]

○議長（荻野美友君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時38分）

再開 (午前 9時44分)

[議長、副議長と交代]

○副議長(秋山豊子さん) 再開いたします。

○日程の追加

○副議長(秋山豊子さん) ただいま議長荻野美友君から議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長(秋山豊子さん) 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議題といたします。

○議長の辞職の許可

○副議長(秋山豊子さん) 地方自治法第117条の規定により、荻野美友君の退場を求めます。

[14番(荻野美友君)退場]

○副議長(秋山豊子さん) それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長(栗原光実君)

平成21年5月8日

板倉町議会副議長 秋山豊子様

板倉町議会議長 荻野美友

辞職願

この度、一身上の都合により板倉町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○副議長(秋山豊子さん) お諮りいたします。

荻野美友君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長(秋山豊子さん) 異議なしと認め、荻野美友君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで荻野美友君の入場を願います。

[14番(荻野美友君)入場]

○副議長(秋山豊子さん) 荻野美友君に申し上げます。

議長辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで荻野美友君に議長退任のあいさつを求めます。

[14番(荻野美友君)登壇]

○14番(荻野美友君) 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

19年5月の臨時議会におかれまして議員各位のご推挙により議長の要職に就任してから2年間、各位のご協力、ご支援をいただきましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

在任中はスムーズな議会運営、また円満な議会活動等に努めてきたつもりですが、これとて議会事務局の

職員におんぶにだっこされてきたことも事実でございます。非才な私にご協力いただきまして、おかげさまで曲がりなりにもその任を全う得ましたことに対し重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも板倉町の発展と住民福祉のために努力する所存でございます。変わらぬご交誼を賜りますようお願いいたしまして、退任のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。(拍手)

○日程の追加

○副議長（秋山豊子さん） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○副議長（秋山豊子さん） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議長の選挙を行います。

○議長選挙

○副議長（秋山豊子さん） 選挙の方法は、投票か指名推選かのいずれの方法がよいとお諮りいたします。

お諮りいたします。どちらがよろしいでしょうか、投票か指名推選か。

〔投票〕という人あり〕

○副議長（秋山豊子さん） 投票との声がありますので、投票と決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（秋山豊子さん） ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、川野辺達也君、議席2番、延山宗一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたしますので、念のため申し上げますが、投票は単記無記名となりますので、よろしくお願いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（秋山豊子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○副議長（秋山豊子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（秋山豊子さん） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（秋山豊子さん） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（秋山豊子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

議席1番、川野辺達也君、議席2番、延山宗一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（秋山豊子さん） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 8票

無効投票 6票です。

有効投票のうち

塩田俊一君 8票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、塩田俊一君が議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（秋山豊子さん） ただいま議長に当選されました塩田俊一君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

塩田俊一君のあいさつを求めます。

〔11番（塩田俊一君）登壇〕

○11番（塩田俊一君） ただいま投票いただきまして、凶らずも私が議長に当選ということを受けました。私は議会の円満を図るためにあえて議長選に立候補したわけですが、皆さん方のご理解が得られない点もありましたが、今後は皆さん方の融和を図って町政の円満な運営に寄与したいと思いますので、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（秋山豊子さん） ここで議長を交代いたします。

塩田議長、議長席に着席願います。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（塩田俊一君） ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時05分）

再 開 （午前10時06分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（塩田俊一君） ただいま副議長秋山豊子さんから副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに議題といたします。

○副議長の辞職の許可

○議長（塩田俊一君） 地方自治法第117条の規定によって、秋山豊子さんの退場を求めます。

[10番（秋山豊子さん）退場]

○議長（塩田俊一君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（栗原光実君）

平成21年5月8日

板倉町議会議長 塩田俊一様

板倉町議会副議長 秋山豊子

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

秋山豊子さんの副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、秋山豊子さんの副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで秋山豊子さんの入場を願います。

[10番（秋山豊子さん）入場]

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さんに申し上げます。

副議長辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで秋山豊子さんに副議長退任のあいさつを求めます。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） ただいま副議長の退任のあいさつをということでありますので、退任のあいさつをさせていただきます。

私も議長を補佐し、2年間、未熟ではありましたが、一生懸命務めてまいりました。また、2年間を無事に務め終えたということは、本当に議員各位の皆様のご協力と、そして栗原局長を初めとする事務局の本当にご協力があったればこそ務めが終えられたなという思いでいっぱいでございます。今後とも議員として皆様とともに頑張りたいと思います。本当に2年間ありがとうございました。

退任のあいさつといたします。（拍手）

○日程の追加

○議長（塩田俊一君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の件を日程に追加し、以下日程を繰り下げ、直ちに副議長の選挙を行います。

○副議長選挙

○議長（塩田俊一君） 選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法がよいかお諮りいたします。

〔投票〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 投票との声がありましたので、投票と決定いたします。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩田俊一君） ただいまの出席議員は14人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議席3番、小森谷幸雄君、議席4番、黒野一郎君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（塩田俊一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（塩田俊一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

〔投票〕

○議長（塩田俊一君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

議席3番、小森谷幸雄君、議席4番、黒野一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（塩田俊一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 8票

無効投票 6票です。

有効投票のうち

青木秀夫君 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、青木秀夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（塩田俊一君） ただいま副議長に当選されました青木秀夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

青木秀夫君のあいさつを求めます。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） ただいま副議長に当選ということで、責任の重さを強く感じております。今後は塩田議長を支えて議会本来の目的に沿った運営、活動ができるよう微力を尽くしていきたいと思っておりますので、議員の一人一人の皆さんにも今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思っております。（拍手）

○議席の一部変更

○議長（塩田俊一君） ここで、議長、副議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更を日程とし、以下日程を繰り下げることいたします。

慣例によって議長の議席は14番、荻野美友君の議席は11番にそれぞれ変更いたしますので、ご了承願ひます。

ここで暫時休憩をいたします。一部議席の入れかえをお願いいたします。

休 憩 （午前10時25分）

再 開 （午前11時08分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○常任委員の選任

○議長（塩田俊一君） これより日程の追加により日程第14となりました常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員会と委員名を朗読させます。

○事務局長（栗原光実君） それでは、朗読をいたします。順不同となりますが、ご了承願ひます。

総務文教福祉常任委員会	荻野美友議員	野中嘉之議員
	青木秀夫議員	市川初江議員
	小森谷幸雄議員	延山宗一議員
	塩田俊一議長	
建設農政生活常任委員会	川田安司議員	青木佳一議員
	秋山豊子議員	石山甚一郎議員
	石山徳司議員	黒野一郎議員
	川野辺達也議員	

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

ただいま報告を申し上げたとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 11 時 10 分）

再 開 （午前 11 時 28 分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○常任委員長及び副委員長の選任

○議長（塩田俊一君） 各常任委員会の正副常任委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

総務文教福祉常任委員長	市川初江さん
副常任委員長	延山宗一君
建設農政生活常任委員長	石山徳司君
副常任委員長	川野辺達也君

以上のとおりでございます。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 （午前 11 時 30 分）

再 開 （午前 11 時 36 分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議会運営委員の選任

○議長（塩田俊一君） これより日程第15、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、荻野美友君、野中嘉之君、市川初江さん、秋山豊子さん、黒野一郎君、石山徳司君をそれぞれ指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方を議会運営委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時37分）

再 開 （午前11時42分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議会運営委員長及び副委員長の選任

○議長（塩田俊一君） 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に荻野美友君、副委員長に秋山豊子さん、以上のとおりでございます。

○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○館林地区消防組合議会議員の選挙

○館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙

○東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

日程第16から日程第20までは、一部事務組合議員の選挙関係であります。関連がありますので、一括議題として行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、一括議題として行います。

事務局長より、日程第16から日程第20までを一括して説明させます。

○事務局長（栗原光実君） それでは、ご説明申し上げます。

日程第16から日程第20までは、一部事務組合の辞職に伴うための組合議員の選挙でございます。

なお、選出の方法ですが、一部事務組合の規約に「組合の議会の議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙する」と規定されておりますので、申し添えます。

日程第16、邑楽館林医療事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は14人です。組合議員の内訳は、館林市が4人、その他の町が2人ずつです。

日程第17、館林衛生施設組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町で構成されており、郡内の大泉

町、邑楽町は入っておりません。組合議員の定数は10人であり、組合議員の内訳は、館林市が4人、その他の町が2人ずつです。

日程第18、館林地区消防組合ですが、館林市と板倉町、明和町、千代田町、邑楽町で構成されており、郡内の大泉町は入っておりません。組合議員の定数は11人です。組合議員の内訳は、館林市が3人、その他の町が2人ずつです。

日程第19、館林邑楽農業共済事務組合ですが、館林市と邑楽郡各町で構成されており、組合議員の定数は12人です。組合議員の内訳は、各市町が2人ずつです。

日程第20、東毛広域市町村圏振興整備組合ですが、館林市と邑楽郡各町に太田市が加わり2市5町で構成されており、組合議員の定数は24人であり、組合議員の内訳は、太田市が9人、館林市が5人、その他の町が2人ずつです。なお、この組合に限り、1人は議長が充て職になっております。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 局長の説明が終わりました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、指名推選に決定いたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時47分）

再 開 （午後 0時00分）

○議長（塩田俊一君） それでは、再開いたします。

それでは、一部事務組合議員に次の方を指名いたします。

まず、日程第16、邑楽館林医療事務組合議会議員に、市川初江さん、小森谷幸雄君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第17、館林衛生施設組合議会議員に、石山徳司君、川野辺達也君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第18、館林地区消防組合議会議員に、秋山豊子さん、黒野一郎君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第19、館林邑楽農業共済事務組合議会議員に、野中嘉之君、延山宗一君を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

日程第20、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、青木秀夫君、私、塩田俊一を指名推選いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、当選人と決定いたしました。

ただいま各組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 0時03分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） ここで諸般の報告をいたします。

事務局長をして報告させます。

○事務局長（栗原光実君） 議会構成ができましたので、ご報告申し上げます。

皆様のお手元にも配付されておりますが、朗読させていただきます。敬称を略させていただきます。

議長、塩田俊一、副議長、青木秀夫。

総務文教福祉常任委員会、委員長、市川初江、副委員長、延山宗一、委員、荻野美友、同じく委員、青木秀夫、同じく委員、野中嘉之、同じく委員、小森谷幸雄、同じく委員、塩田俊一。

建設農政生活常任委員会、委員長、石山徳司、副委員長、川野辺達也、委員、川田安司、同じく委員、青木佳一、同じく委員、石山甚一郎、同じく委員、秋山豊子、同じく委員、黒野一郎。

議会運営委員会、委員長、荻野美友、副委員長、秋山豊子、委員、野中嘉之、同じく委員、市川初江、同じく委員、石山徳司、同じく委員、黒野一郎。

邑楽館林医療事務組合、市川初江、小森谷幸雄。

館林衛生施設組合、石山徳司、川野辺達也。

館林地区消防組合、秋山豊子、黒野一郎。

館林邑楽農業共済事務組合、野中嘉之、延山宗一。

東毛広域市町村圏振興整備組合、青木秀夫、塩田俊一。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 諸般の報告を終わります。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 以上で議事の全部が終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 臨時議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほどは議案31号から36号につきまして、内容は主に専決処分の関係が多うございましたが、原案どおりご承認を賜り、ありがとうございました。

冒頭述べましたとおり、グローバル化した今日の社会、それぞれ長所も短所もある中で、その短所を代表するような豚インフルエンザのこれからの推移を注視しながら、万が一の場合、協力態勢をお願いをしたいと思っております。

また、ただいまは議会後半2年間の人事構成が決定されたようでございます。新議長さんに塩田議員さん、副議長さんに青木議員さん、その他の関係役職も一新をされたようでございまして、新役員様には板倉町のそれぞれの顔として、その重責を十分果たされますよう期待を申し上げるところでございます。また、退任をされました前議長さん以下旧役員さんにはまことにご苦労さまでございました。

議会と行政は以前は車の両輪と言われておりました。先ほど荻野議長の中にも両輪というお話があったようでございますが、現在はアクセルとブレーキと言われております。それは、町政に対して単にチェック機能だけでなく、具体的素案をもって意見を述べよと議員必携にもあるわけでございまして、ぜひそれらを踏まえまして真剣な、健全な議論を町民のために展開をさせながら頑張っていきたいと思っております。よろしくこれからもこちらこそお願いを申し上げたいと思っております。

終わりに、議員各位のご健勝あるいはご活躍を今後祈念を申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上をもちまして平成21年第2回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 （午後 1時10分）

